

鳥取縣公報

號

昭和七年九月廿六日

外

月

曜

日

縣令

◇鳥取縣令第三十九號

昭和二年鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事

館

哲

二

第二條中「境港務所、」ノ次ニ「財務出張所、」ヲ加フ

第五條第一項ノ末尾ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ財務出張所ニ於ケル縣出納吏ハ知事之ヲ命ズ

第十一條第一項ノ末尾ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ財務出張所長ハ此ノ限ニアラズ

00022

第二百二十六條ノ末尾ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ財務出張所ニ在リテハ主任ノ縣出納吏之ヲ送付スベシ
第二百十九條第一項ノ末尾ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ財務出張所ニ在リテハ現金出納計算書ノ調製及提出ハ主任ノ縣出納吏之ヲ爲スベシ

◆鳥取縣令第四十號

手數料徵收規程左ノ通之ヲ定ム

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事 館

哲 二

手 數 料 徵 收 規 程

第一條 本令ニ於テ手數料ト稱スルハ左ノモノヲ謂フ

教員檢定手數料

教員免許狀書換手數料

屠畜檢査手數料

賣藥部外品免許其ノ他手數料

00023

看護婦其ノ他免許試驗手數料

縣稅取締鑑札再渡手數料

第二條 市町村長手數料ヲ徵收セムトスルトキハ納人ニ對シ別記様式ニ依リ納額告知書ヲ發シ即日

之ヲ徵收スベシ

第三條 本令ニ定ムルモノノ外ハ總テ縣稅ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

第四條 本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

樣式 用紙寸法 縱十三糎 橫十糎ノモノニ枚接續

納 第	號	年 度
額 (款)	(項)	(目)
告 一 金		
知	年 月	日 領 收
		收入 役印

00024

右 年 月 日 限本(市)(町)(村)收入役へ納付スベシ

市町村長 氏 名印

收入役印

領 收 證 書

第 號	年度	(目)	(節)
(款)	(項)		
一金			
年 月 日	領收	市町村收入役 氏	名印

備考 領收ノ年月日市町村收入役ノ印ハ領收ノ文字ヲ表示セル日附印ヲ使用スルコトヲ得

00025

◆鳥取縣令第四十一號

貸座敷及娼妓賦金徵收規程左ノ通之ヲ定ム

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事 館 哲 二

貸座敷及娼妓賦金徵收規程

第一條 貸座敷及娼妓賦金ハ財務出張所長之ヲ徵收スベシ

第二條 財務出張所長貸座敷及娼妓賦金ヲ徵收セムトスルトキハ市町村長ニ對シ徵收期限十日前途ニ別記第一號様式ニ依リ賦課令書ヲ發スベシ

賦課期日後起業又ハ賦課標準ノ増加ニ依ル課額ニ對シテハ其ノ時々賦課令書ヲ發スベシ

第三條 市町村長ハ前條ノ賦課令書ニ基キ徵收期限七日前迄ニ別記第二號様式ニ依リ賦課傳令書ヲ納人ニ交付スベシ

第四條 本令ニ定ムル徵收手續ノ外ハ總テ縣稅ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

第五條 本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

用紙寸法 縱十八
橫十一 厘

第 號	第 郡	(市)(町)(村) 納
年度 雜 收 入 賦 金	年度 雜 收 入 賦 金	(貸座敷 賦 金) (娼妓 賦 金)
一金	右昭和 年 月 日限	金庫へ納付スベシ
書 令 課 賦	財務出張所長 氏	名 印

第二號樣式

用紙寸法 縱十三 厘
橫十 厘
ノモノ二枚接續

第 號	市 町 村 大 字	氏	名 納
年度 雜 收 入 賦 金	年度 雜 收 入 賦 金	(貸座敷 賦 金) (娼妓 賦 金)	
一金	右 年 月 日限	日領收	領收印
書 令 傳 課 賦	市 町 村 長 氏	名 印	

領收證書

第 號	市 町 村 大 字 氏 名 納
年 度 雜 收 入 賦 金	(貸 座 敷 賦 金 娼 妓 賦 金)
一 金	
年 月 日 領 收	
市 町 村 收 入 役 氏 名 印	

備考 領收ノ年月日市町村收入役ノ印ハ領收ノ文字ヲ表示セル日附印ヲ使用スルコトヲ得

◆鳥取縣令第四十二號

貸付金徵收規程左ノ通之ヲ定ム

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事 館 哲 二

貸付金徵收規程

第一條 貸付金ハ財務出張所長之ヲ徵收スベシ

第二條 本令ニ定ムル徵收手續ノ外ハ總テ鳥取縣會計規則ニ依ル

附 則

第三條 本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 本令施行前發シタル納額告知書ハ本令ニ依リ所轄財務出張所長ノ發シタルモノト看做ス

本令施行前發シタル納額告知書ニ指定シタル拂込縣金庫ハ所轄財務出張所所在地ノ縣金庫ニ更訂セラレタルモノト看做ス

條 例

◆鳥取縣條例第十四號

大正八年鳥取縣令第六號縣稅賦課條例中左ノ通改正ス

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事 館 哲 二

00030

第十條 納稅義務ノ發生消滅又ハ課稅標準ノ増減ハ其ノ届書ヲ日稅、屠畜稅、賦課期日後納稅義務ノ發生シタル漁業稅(淡水漁業ニ對スルモノ)又ハ遊漁稅ニ在リテハ市役所若ハ町村役場ニ、其ノ他ノ縣稅ニ在リテハ財務出張所ニ收受シタル日ヲ以テ發生、消滅又ハ増減ノ日ト看做ス但シ特別ノ規定ニ依リ之ヲ認知シ得ベキモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 中雜種稅電柱鐵塔ノ末尾ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ賦課期日ノ直前一ヶ年分ノ事業年度ニ於ケル利益配當年六分未滿四分以上ノ會社ノ所有ニ屬スル電柱ニ對シテハ稅率ノ三割ヲ四分未滿三分以上ノ會社ノ所有ニ屬スル電柱ニ對シテハ稅率ノ四割ヲ減ジタル額ヲ以テ其ノ稅率トス

第三十七條 中第五號「年六分」ヲ「年二分」ニ改ム

附 則

本條例ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條及第三十七條ノ改正ハ昭和七年度分ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣條例第十五號

昭和二年縣令第三十七號縣稅賦課條例施行細則中左ノ通改正シ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

00031

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事

館

首

二

第一條、第二條、第七條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十九條、

第二十條及第三十五條中「市町村長」ヲ「財務出張所長」ニ改ム

第二十一條中「漁業」ノ次ニ「遊漁」ヲ加フ

第二十三條中「前柱マークノ部、マークノ部」ヲ「後部泥除ノ上部、同部分」ニ改ム

第二十四條ノ二自轉車ノ販賣若ハ修繕ヲ業トスル者ハ自轉車賣買ニ依リ鑑札ノ除去ヲ要スルトキ又ハ鑑札ヲ除去スルニアラザレバ修繕シ得ザルトキニ限リ鑑札ノ除去ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ鑑札ヲ除去シタルトキハ自轉車所有者ハ除去シタル鑑札ヲ三日以内ニ市町村長ニ返納シ新ニ鑑札ノ卷付ヲ受ケ、自轉車營業者ハ除去シタル年月日及自轉車所有者ノ住所氏名、鑑札番號ヲ三日以内ニ市町村長ニ届出ズベシ

第二十五條中「鑑札ヲ除去スルニアラザレバ修繕シ得ザリシ」ヲ「前條ニ依リ鑑札ヲ除去シタル」

ニ改ム

第二十七條 縣稅ニ關スル鑑札ニシテ亡失、毀損又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ無効トナリタルトキハ市

00032

町村長ニ届出デ書替又ハ再渡ヲ受クベシ

第四十條 本條例ニ依リ納稅義務者、徵收義務者又ハ物件ノ所有者ヨリ財務出張所長ニ提出ズベキ申告書届書又ハ申請書等ハ總テ市町村長ヲ經由スベシ

第三號様式中「市町村長宛」ヲ「財務出張所長宛」ニ、附記但書中「市町村長」ヲ「財務出張所長」ニ改ム

◆鳥取縣條例第十六號

縣稅徵收條例左ノ通定ム

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事

館

哲

二

縣稅徵收條例

第一條 縣稅ハ左ノ期限ニ之ヲ徵收ス

- 一 地租附加稅及特別地稅
 - 前期 全額ノ二分ノ一 四月三十日限
 - 後期 全額ノ二分ノ一 十月三十一日限
- 二 營業收益稅附加稅

00033

三 所得稅附加稅

- 前期 全額ノ二分ノ一 十月三十一日限
- 後期 全額ノ二分ノ一 十二月二十八日限

四 礦業稅附加稅

- 礦產稅ニ對スル附加稅 四月三十日限
- 試掘礦區稅及採掘礦區稅ニ對スル附加稅 一月三十一日限

五 家屋稅

- 前期 全額ノ二分ノ一 六月三十日限
- 後期 全額ノ二分ノ一 九月三十日限

六 營業稅及雜種稅

- 年稅 全額ノ二分ノ一 四月三十日限
- 前期 全額ノ二分ノ一 十月三十一日限
- 後期 全額ノ二分ノ一

月 稅 其ノ月二十日限
日 稅 届出ノ時

屠畜稅並ニ賦課期日後納稅義務發生シタル
漁業稅(淡水漁業ニ對スルモノ)及遊漁稅 届出ノ時

請負稅(請負金ニ對スルモノ)及旋風器稅 届出ノ翌月末日限

不動産取得稅及船舶取得稅 財務出張所長時々之ヲ定ム

遊 興 稅 遊興ヲナシタルトキ

觀 覽 稅 觀覽ヲナサムトスルトキ

前項第一號乃至第五號稅並ニ第六號ノ年稅及月稅ニシテ賦課期日後納稅義務發生シタルモノ
ニツイテハ前項ノ規定ニ拘ハラズ其ノ翌月末日ヲ以テ徵收期限トス

徵收期限ノ最終日休日ニ當ルトキハ順次繰下グ

第二條 財務出張所長ハ徵收期限十五日前迄ニ別記第一號様式ニ依リ徵稅令書ヲ市町村ニ發スベシ

但シ日稅、屠畜稅、並ニ賦課期日後納稅義務發生シタル漁業稅、(淡水漁業ニ對スルモノ)及
遊漁稅ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ縣稅ニ關シテハ市町村長ハ直ニ納稅人ニ對シ別記第二號様式ニ依ル徵稅令書ヲ發

スベシ

第三條 市町村長ハ徵收期限七日前迄ニ別記第二號様式ニ依リ徵稅傳令書ヲ納稅人ニ交付スベシ

第四條 市町村長ハ賦課乗算上徵稅令書ノ金額ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ別記第三號様式ニ依リ

財務出張所長ニ報告スベシ

財務出張所長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ徵稅令書ノ金額ノ更訂アリタルモノト看做ス

第五條 府縣制施行令第三十八條ニヨリ納期前徵收ヲ要スルモノアルトキハ市町村長ハ別記第四號

様式ニ依リ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ニ指定シタル納期日ノ變更ヲ告知スベシ

第六條 遊興稅徵收義務者ハ其ノ拂込義務額ヨリ府縣制施行令第四十二條ニ依ル交付金ヲ控除シタ

ル殘額ヲ徵收ノ申告ト同時ニ別記第五號様式ノ拂込書ヲ以テ市町村長ニ拂込ムベシ

第七條 觀覽稅徵收義務者ハ其ノ徵收スベキ稅金ヲ別記第六號様式ノ拂込書ニ依リ財務出張所長ニ

拂込ムベシ

第八條 市町村長第二條但書ノ縣稅ニ付キ徵稅令書ヲ發シタルトキ又ハ遊興稅徵收義務者ヨリ遊

興稅ノ申告書ヲ受理シタルトキハ毎月五日迄ニ前月中ノ測定額ヲ別記第七號様式ニ依リ財務

出張所長ニ報告スベシ

第九條 納税人又ハ遊興稅徵收義務者其ノ拂込ムベキ税金ヲ納期限後十日迄ニ拂込マザルトキハ市

町村長ハ直ニ財務出張所長ニ別記第八號様式ノ滯納報告ヲナスベシ

第十條 財務出張所長前條ノ滯納報告ヲ受ケタルトキ又ハ觀覽稅徵收義務者觀覽稅ヲ拂込マザルト

キハ直ニ別記第九號様式ノ督促狀ヲ發スベシ

前項ノ督促狀ニハ發付ノ日ヨリ五日以上十日以内ノ期限ヲ指定スベシ 但シ急迫ヲ要スル

場合ハ此ノ期限ヲ短縮スルコトヲ得

第十一條 督促手数料ハ一通ニ付金二十錢トス郵便ヲ以テ發スルモノハ其ノ實費ヲ増手数料トシテ

徵收ス

第十二條 延滞金ハ一日ニ付税金額ノ萬分ノ四トス

第十三條 督促狀ヲ受ケタル納税人ニシテ財産差押前ニ於テ滯納税金督促手数料及延滞金ヲ完納セ

ムトスルモノアルトキハ市町村長ハ之ヲ徵收スベシ

前項ノ納税人ハ其ノ督促狀又ハ別記第十一號様式ノ納付書ヲ以テ市町村長ニ納付スベシ

市町村長第一項ノ徵收ヲナシタルトキハ直ニ領收濟通知書ヲ所轄財務出張所長ニ送付スベシ

督促狀ノ指定期限後ニ於テハ財務出張所員ニ於テモ別記第十號様式ノ現金領收書又ハ督促狀

ニ接續ノ領收證書ヲ以テ之ヲ徵收スルコトヲ得

第十四條 督促狀ヲ受ケタル納税人其ノ指定シタル期限内ニ滯納税金及督促手数料ヲ完納セザルト

キハ財務出張所長ハ直ニ財産ノ差押ヲ爲スベシ

前項ノ滯納處分ニ關シテハ當該市町村長又ハ市町村長ノ命ジタル吏員之ニ立會フベシ

第十五條 財務出張所員財産ノ差押ヲ爲サムトキハ別記第十二號様式ノ證券ヲ携帯スベシ

第十六條 差押ヲ爲シタル動産及有價證券ハ直ニ之ヲ市ニ在リテハ市役所、町村ニ在リテハ町村役

又ハ執行官吏吏員ノ適當ト認ムル場所ニ引揚グベシ 但シ滯納者又ハ第三者ヲシテ保管セシ

ムル場合ニ於テハ別記第十三號様式ノ封印ヲ貼付シ其ノ貼付シ能ハザル物件ニ對シテハ適當

ノ方法ヲ以テ差押物件タルコトヲ明白ナラシムル標示ヲ爲スベシ

第十七條 財産差押ノ爲作成スベキ差押調書ハ別記第十四號様式、債權又ハ債權及所有權以外ノ財

産權ヲ差押ヘタル場合ノ通知書ハ別記第十五號様式ニ依ル

第十八條 財産ノ差押後滯納者又ハ第三者ニ於テ滯納税金、督促手数料、延滞金及滯納處分費ヲ完

納セムトスルトキハ其ノ督促狀又ハ別記第十一號様式ノ納付書ヲ以テ當該財務出張所長ニ納

付スベシ

00038

財務出張所長前項ノ納付ヲ受ケタルトキハ封印又ハ標示ヲ除去シタル後差押物件ヲ還付シ差押通知ヲ發シタルモノニアリテハ差押解除ヲ通知スベシ 但シ財務出張所長ハ封印又ハ標示ノ除去ヲ當該市町村長ニ囑託スルコトヲ得

市町村長前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ除去シタル封印又ハ標示ニ明細書ヲ添付シ財務出張所長ニ送致スベシ

第十九條 差押財産ノ公賣公告ハ別記第十六號様式ニヨル

第二十條 加入保證金又ハ契約保證金ノ割合ハ買受希望人各自ノ公賣財産見積價格ノ百分ノ五以上トシ公賣ノ時々之ヲ定ム但シ財務出張所長ニ於テ其ノ必要ヲ認メザルトキハ之ヲ徵セザルコトヲ得

第二十一條 入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セザルトキハ入札ニ關係ナキ官吏更員ヲシテ立會ハシムベシ

第二十二條 公賣財産ノ買受人ハ別記第十七號様式ノ納付書ニ依リ財務出張所長ニ公賣代金ヲ納付スベシ

第二十三條 滯納處分結了後滯納者ニ交付スベキ計算書ハ別記第十八號様式ニ依ル

00039

第二十四條 縣稅ノ徵收ニ關スル書類ノ送達ハ關係官吏更員及使丁若クハ郵便ニ依ル

前項ノ書類ヲ送達シ能ハザルトキハ別記第十九號様式ニ依リ市町村役場又ハ財務出張所ノ掲示場ニ之ヲ公告スベシ

第二十五條 市町村ニ於テ徵收シタル縣稅ハ納期限後三日以内ニ別記第二十號様式ノ拂込書ヲ以テ

縣金庫ニ拂込ムベシ 但シ拂込期限最終日休日ニ當ルトキハ順次繰下グ

市町村長ニ於テ第二條但書及第十三條第一項ニ依リ徵收シタル縣稅及第六條ニ依リ拂込ヲ受ケタル遊興稅ハ其ノ月十日迄ノモノハ十一日限り其ノ後ノモノハ翌月三日迄ニ取纏メ縣金庫ヘ拂込ムベシ

第二十六條 市町村ハ縣稅ヲ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ニ依リ縣金庫ニ拂込ムコトヲ得 前項ニ依リ拂込マムトスルトキハ前條ノ拂込書ヲ添付スベシ

第二十七條 納稅人既納縣稅ニ過誤アリト認メタルトキハ市町村長ヲ經由シ別記第二十一號様式ノ還付請求書ヲ財務出張所長ニ提出スベシ

市町村長前項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ直ニ財務出張所長ニ進達スベシ

第二十八條 市町村長ハ前年度分縣稅徵收交付金調書ヲ別記第二十二號様式ニ依リ毎年七月三十一

00042

書 譯 内

稅	目	金	額	稅	目	金	額

00043

第二號樣式

用紙寸法

縱十三糎 橫十糎 糎ノモノニ枚接續

書 令 (傳) 稅 徵

第	號	縣	稅	市	町	村	大	字	氏	名	納

何	年度	(款)何稅	(項)何稅	(目)何稅	(節)何々	前(後)半期分

一金

何 年何 月何 日領收

領收印

右何年何月限本市町村收入役(又ハ金庫)へ納付スベシ

年 月 日

市 町 村 長 氏 名 印

領收印

領收證書

第 號	縣	稅	市 町 村 大 字 氏 名 納
何 年度 (款) 何 稅 (項) 何 稅 (目) 何 稅 (節) 何 々 (前) (後) 半 期 分	一 金	年 月 日 領 收	市 町 村 收 入 役 氏 名 印

備考 一 他ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ併記シテ發スルトキハ本樣式ニ依ルコトヲ要セズ
 二 領收ノ年月日市町村收入役氏名又ハ金庫名ノ印ハ領收ノ文字ヲ表示セル日附印ヲ使用スルコトヲ得
 三 款項目同一ノモノハ款ニ止ムルコトヲ得

第三號樣式 (用紙半紙判)

計	賦課乘算上減額報告	郡(市)	町(村)	稅 目	期 別	徵稅令書番號	徵稅令書額	減 額	更 訂 額
				右 及 報 告 候	年 月 日	市 町 村 長 名 印	財 務 出 張 所 長 宛		

第四號樣式 (用紙半紙判)

縣稅納期變更告知書

一金

是ハ何年度前(後)半期何々稅

右府縣制施行令第三十八條ニ依リ市制町村制施行令第四十六條第何號ニ該當セルモノト認メ其ノ納期ヲ何年何月何日ト變更ス

年 月 日

市町村長 氏

名印

住所

何 某宛

第五號樣式

(用紙寸法 縱十三糎 橫十糎ノモノニ枚接續)

拂

一金 一金

一金

拂込義務額
内徵收交付金額
差引拂込金額

第 號 何 年度 雜 種 稅 遊 興 稅 遊 興 稅

但何年何月上(下)半期分

右拂込候也

年 月 日

住 所

徵收義務者氏名印
(代表者氏名印)

市町村長宛

書

領收印

領	何年度	雜種稅	遊興稅	遊興稅
收	何年度	雜種稅	遊興稅	遊興稅
證	但何年何月上(下)半期分	差引拂込金額	内徵收交付金額	
書	右領收候也			
	年 月 日	市町村收入役氏名	印	

備考 一 交付金ハ拂込義務額ニ四ヲ乘ジ錢位末滿ハ切捨トス但交付金額ノ壹錢ニ滿タザル
トキハ之ヲ壹錢トス
二 領收ノ年月日市町村收入役ノ氏名又ハ金庫名ノ印ハ領收ノ文字ヲ表示セル日附印
ヲ使用スルコトヲ得

第六號様式 (用紙寸法 縦十三糎 横十糎ノモノニ枚接續)

第 號	收支命令者	主任出納吏
拂	昭和 年度	縣 稅
達	右 拂込 候	雜 種 稅
書	年 月 日	觀 覽 稅
	觀覽稅徵收義務者氏 (代表者氏名印)	期分
	財務出張所長宛	

領收證書

第 號	觀覽稅徵收義務者氏名納
	(代表者氏名)
昭和 年度	縣稅雜種稅觀覽稅
期分	
領收 一金	
年 月 日	領收
何々財務出納所	
縣出納吏官職氏名印	

領收印

第七號樣式 (用紙半紙判)

昭和 年度	昭和 年	月分調定報告書	郡(市) 村町
稅目	期別	調定額	備考
計			
右及報告候			
年 月 日			
財務出張所長宛			
			市町村長名

00052

第八號様式 (用紙美濃半截)

昭和

年度 期分

縣稅

稅滯納報告

郡(市)

町

何財務出張所長殿

郡(市) 町長 何

某印

賦

課

額 徵 收

濟 額

差 引

滯 納 額

督狀促 督促狀發付月日
番 號 同 指 定期 限

法定納期日滯納金額

督促手數料
延滯金

摘要

滯納者
住所 氏名

處分顛末

延滯金
自 月 日
至 月 日
日 分

備考各稅目毎ニ計ヲ附スコト

00053

第九號様式

(用紙寸法縱十八糎ノモノ三枚接續(但督促狀ノ部ハ適宜) 伸縮スルコトヲ得)

市町村
長承印

所住

郡 (市)

町大字
村

郡(市)

財務
出張
所名

先宛
本書ノ金額昭和 年 月 日
右期限迄ニ税金及督促手數料ヲ完納セザルトキハ直ニ財産ノ差押ヲナスベシ
右期限迄ニ税金及督促手數料ヲ完納シタルトキハ延滯金ヲ徵收セズ

財務出張所名

第 號 昭和 年度 縣 稅(款) 稅(項) 稅(目) 稅(節) 稅 半 期

督 促 狀

延滯金	督促手數料	滯納税金	法定納期
			昭和 年 月 日
			昭和 年 月 日
			昭和 年 月 日領收

領收濟通知書

昭和 年度	縣	地課賦	村町	納	昭和 年度	縣	稅(款)	稅(項)	稅(目)	稅(節)	稅	半期
年	月	日	領收	市町村收入役印	財務出張所長宛							

領收印

領收證書

昭和 年度	縣	賦課地	町村	納	昭和 年度	縣	稅(款)	稅(項)	稅(目)	稅(節)	稅	半期
年	月	日	領收	市町村收入役氏 名印	領收印							

備考

- 一 第二號樣式備考二、ハ本樣式ニ適用ス
- 二 領收證書欄外ニハ納入ニ關スル注意事項ヲ記載スルコトヲ得
- 三 財務出張所ニ於テ領收スル場合ハ市町村收入役氏名ヲ財務出張所縣出納吏氏名トスルコト

領收濟通告知書

第	號	昭和	年度	縣	稅	住	所	氏	名納
(款)	稅	(項)	稅	(目)	稅	(目)	稅		期分
一金					滯納	稅	金		
一金					督促	手	數	料	
計金					延滯	金			
右領收濟ニ付通知候					昭和	年	月	日	領收
財教出張所長宛					市町村	收入	役	氏	名印

領收印

領收證書

第	號	昭和	年度	縣	稅	氏	名納
(款)	稅	(項)	稅	(目)	稅	(節)	稅
一金					滯納	稅	金
一金					督促	手	數
計金					延滯	金	
右領收候					市町村	收入	役
年	月	日			又ハ	財務	出張
					所	縣	出納
					吏	職	氏
					名	印	

領收印

備考 一 財務出張所員本納付書ニ依リ領收スル場合ハ領收濟通知書ヲ省畧スルコト

第十二號 (用紙厚紙 橫縱 五八 厘)

第 號

表
縣 稅 滯 納 者
財 產 差 押 證 票

鳥取縣印

裏

官 職 名

氏

名

第十三號樣式

(用紙寸法

縱 三十 厘)

縣 稅 滯 納 處 分 ニ 係 ル 差 押 物 件 封 緘

納處分執行
官吏吏員ノ
印

△注意

(此ノ封印ヲ損壞シタルトキハ二年以下ノ懲役
又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處セラルベシ)

第十四號様式 (用紙半紙半截)

差押調書 一 滞納者住所氏名 一 差押財産ノ表示 右者別記内譯ノ通合計金 滞 納ニ付昭和 年 月 日前記ノ 財産ヲ差押フルモノナリ 昭和 年 月 日 二於 テ此調書ヲ作ル 財務出張所官職氏 立會人住所氏 名印	滞納金額内譯 年度 税目 税額 督滞促手數料 延滞金 延滞金計算期間 備考
	合計 本調書ノ謄本受領候也 上記差押物件保管候也 年 月 日 住 所 氏 名印

00063

第十五號様式ノ一 (用紙半紙)

債券差押通知書

住 所 債 券 者 何 某
 住 所 債 務 者 何 某

右債券者ノ滞納ニ係ル縣稅何稅金何程督促手數料金何程延滞金何程及滞納處分費金何程徵收ノ爲何
 年何月何日債務者ヨリ支拂フベキ何々金何程(又ハ金何程ノ内金何程)ヲ差押フルニ付何年何月何日
 迄ニ何々財務出張所長ヘ支拂フベキモノトス
 此ノ通知ヲ受ケタル後債券者ニ對シ支拂ヲ爲スモ其ノ支拂ハ無効タルベシ
 右通知候

年 月 日

財務出張所長 氏 名 印

00062

00064

住所
何 某 殿

備考

(一) 債券者官公署ナルトキハ其ノ官公署長ノ官氏名法人ナルトキハ其ノ法人ノ名ヲ記入スルコト
 (二) 債券ノ目的ガ金錢以外ノモノナルトキハ其ノ名稱、數量其ノ他重要ナル事項ヲ明記スルコト
 第十五號様式ノ二 (用紙半紙)

何々權差押通知書

一 差押財産權ノ表示

(名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項)

右何年度縣稅何稅何期分滯納金何程督促手數料金何程延滯金何程滯納處分費何程徵收ノ爲前記ノ財
 產ヲ差押フルモノ也

右及通知候

年 月 日

財務出張所長 氏名 印

住所

(權利者) 何 某 殿

00065

第十六號様式 (用紙適宜)

公 賣 公 告

住所

滯納者何 某所有

一 公賣財産ノ名稱、數量、性質、其ノ他重要ナル事項
 一 公賣財産ノ所在

當市町村役場(又ハ市町村大字番地何某方)

一 入札開札(競賣)ノ日時場所

何年何月何日午前(後)何時(入札即時開札)(競賣)

場所當市町村役場(公賣財産ノ所在地)

一 保證金ノ割合

一 代金納付ノ期限 何年何月何日

右何年度縣稅滯納處分ニ依リ差押ヲ爲シタル物件公賣ニ付ス希望者ハ現品(實地)熟覽ノ上明治三十
 三年法律第二十一號國稅徵收法及昭和七年鳥取縣條例第 號縣稅徵收條例ニ依リ入札(加入)スベシ

年 月 日

財 務 出 張 所

第十七號樣式(用紙寸法 縱十三糎 橫十三糎)ノモノ二枚接續

納	昭和	年度	公	賣	代	金
付	右	及	納	付	候	
書	一	金				何月何日執行公賣ニ依ル分
	年	月	日	住所	氏	名印
						財務出張所長宛

領	昭和	年度	公	賣	代	金
收	右	領	收	候		
證	一	金				何月何日執行公賣ニ依ル分
書	年	月	日	住所	氏	名印
						財務出張所 縣出納吏職 氏

領收印

第二十號様式 (用紙寸法 縦十三糎 横十糎ノモノ三枚接續)

(表) 拂 込 書

第 號	郡(市)町村 納
	昭 和 年 度 縣 稅
一 金	
右 及 拂 込 候	
年 月 日	市 町 村 長 印

(表) 領 收 濟 通 知 書

第 號	郡(市)町村 納
	昭 和 年 度 縣 稅
一 金	
年 月 日 領 收 濟	
財 務 出 張 所 長 宛	
鳥 取 縣 金 庫 印	

領收印

(裏) 表 譯 仕 込 拂

種 目	種 目
拂込金額	圓
種 目	種 目
合 計	圓
拂込金額	圓

備考 一 拂込仕譯表ハ歲入科目ノ各節毎ニ區分豫算書順序ニ記載スルコト
 二 拂込仕譯表ハ領收濟通知書及領收證書ノ裏面ニ記載スルコト

(表) 書 證 收 領

第 號	郡 (市) 町 村 納
昭和 年度 縣 稅	
一 金	
年 月 日 領 收 濟	
鳥 取 縣 金 庫 印	

領收印

00074

第二十一號樣式(用紙半紙判)

過誤納金還付調求書

一金		昭和 年度 縣稅	
內 譯			
科	目 期 別 金	額	納 付 年 月 日 事 由
右 之 請 求 候			
年	月	日	住 所
			氏 名 印
財務出張所長宛			

00075

第二十二號樣式(用紙半紙判)

昭和 年度 徵收 交付金 調 書 (郡(市) 町(村))

一金 內 譯
 勅令ニ依ル交付金
 縣令ニ依ル事務取扱費

種 目	調定額	滞納報告		事務取扱費
		額	迄ノ徵收	
合 計		滞納報告後徵收額	交付金額	
		財務出張所 市町村		

00076

右ノ通調査及提出候

年 月 日

市 町 村 長

財務出張所長宛

備考一 種目ハ欸ニ止メ過年度ニ屬スルモノハ各所屬欸ノ次ニ記載スルコト

二 地租附加税、特別地税ノ次及其ノ他縣税ノ次ニ各小計ヲ附スルコト

三 調定額欄ニハ市町村又ハ市町村長ニ於テ徵税令書及徵税傳令書ヲ發シタル金額ヲ記載スル

コト

四 交付金額事務取扱費ノ欄ハ各小計毎ニ算出スルコト

◆鳥取縣條例第十七號

縣稅鑑札手數料條例左ノ通定ム

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事

館

哲

二

00077

縣稅鑑札手數料條例

第一條 縣稅ニ關スル鑑札ノ再交付ヲ爲ストキハ本條例ニ依リ手數料ヲ徵收ス左ノ各號ノ一ニ該當スル場合亦同ジ

一 物件又ハ行爲ノ廢止ヲ届出デタル場合既ニ交付ヲ受ケタル鑑札ヲ亡失又ハ毀損等ノ爲返納シ得ザルトキ

二 鑑札改正ノ際鑑札ノ引換ヲ請求スルニ當リ破損鑑札ヲ提出シ又ハ舊鑑札ヲ提出シ能ハザルトキ

三 鑑札改正ノ際一定ノ期間内ニ鑑札ノ引換ヲ受ケザル者ニ對シ期限經過後新鑑札ノ交付ヲ爲トキ

四 鑑札ヲ返納(亡失ノ爲鑑札ヲ返納セザル場合ヲ含ム)シタル後三ヶ月以内ニ再ビ同一種類ノ鑑札ヲ受クベキ事實發生シタルニ因リ其ノ交付ナストキ

鑑札ノ交付ヲ受クル者鑑札ヲ返納シタル者ト生計ヲ共ニスル同居者ナルトキハ之ヲ同一人ト看做ス

第二條 手數料ノ額ハ左ノ區別ニ依ル

一 自轉車鑑札

一個ニ付

五十錢

賣買又ハ修繕ノ爲再交付ヲ受クルモノニシテ舊鑑札ノ全部ヲ返納シタルトキハ一箇ニ付金二十錢トス但シ返納シタル舊鑑札ニシテ封緘器以外ノ部分ニ毀損ノ箇所アルモノハ此ノ限ニアラズ

二 自轉車營業者商品専用鑑札

一箇ニ付

三圓

三 其ノ他ノ鑑札

一箇ニ付

二十錢

第三條 手數料ハ鑑札ノ再交付ヲ受クルトキ市町村長ニ之ヲ納付スベシ但シ第一條第一號ノ場合ハ届出ノトキ、第二號乃至第四號ノ場合ハ新鑑札ノ交付ヲ受クルトキ之ヲ納付スベシ

第四條 市町村長ニ於テ手數料ヲ徵收シタルトキハ其ノ取扱費トシテ徵收金額ノ百分ノ二十ヲ其ノ市町村ニ交付ス

第五條 市町村長ニ於テ收入シタル手數料ハ之ヲ取纏メ縣金庫ヘ拂込ムベシ

前項ノ拂込ヲ爲シタルトキハ第一號様式ノ拂込報告書ヲ財務出張所長ニ提出スベシ

附 則

本條例ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

縣稅鑑札手數料徵收拂込報告書

一金何 程

但シ昭和何年自何月至何月ニ於ケル縣稅鑑札手數料

内 譯

- 一 自轉車鑑札 何件分 何 程
- 一 自轉車營業者商品専用鑑札 何件分 何 程
- 一 畜犬鑑札 何件分 何 程
- 一 何々々 何件分 何 程

右之通及拂込候

昭和 年 月 日

市 町 村 長



財務 出 張 所 長 宛

00080

鳥取縣條例第十八號

昭和七年鳥取縣條例第十二號有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例中左ノ通改正シ昭和七年十月一日ヨリ之施行ス

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事

館

哲

二

第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第七條ノ二財務出張所在勤者ニシテ其ノ所轄區域内ヲ巡回スルトキハ別表第二號表ノ二ノ月額旅費

ヲ支給ス

前項ノ月額旅費ハ一ヶ月ノ巡回日數二十日以上ナルトキハ全額ヲ支給シ二十日未滿ナルトキハ月額ニ巡回日數ヲ乘ジ二十日ヲ以テ除シタル額ヲ支給ス

第十一條中「第八條」ヲ「第七條ノ二乃至」ニ改ム

第二號表ノ二

財務出張所在勤者旅費額

00081

等	級	職	名	月	額
一	等	所	長	三	十三圓
二	等	縣	書記	二	十二圓

訓

令

鳥取縣訓令甲第十九號

財務出張所長

財務出張所事務取扱規程左ノ通定ム

昭和七年九月二十六日

鳥取縣知事

館

哲

二

財務出張所事務取扱規程

第一章 總

則

第一條 財務出張所ニ於ケル事務ノ取扱ハ別ニ規程アルモノノ外本規定ニ依ルベシ

第二條 左ニ掲グル事項ハ所長限リ之ヲ處理スベシ

一 所員事務分擔ニ關スル事項

二 所員ノ縣内ノ出張命令ニ關スル事項

三 所務ニ關シ官公署其ノ他トノ文書ノ往復ニ關スル事項

四 滯納處分ノ囑託並受託ニ關スル事項

五 一口十圓以内ノ縣稅及賦金ノ缺損處分ニ關スル事項

六 所員ノ賜暇、缺勤及除服命令ニ關スル事項

七 傭人ノ命免ニ關スル事項

第三條 所長ハ所印ヲ管守シ文書簿冊ヲ保管ス

第四條 所長ハ毎月事務執行ノ狀況ヲ別記第一號乃至第三號様式ニ依リ翌月五日迄ニ知事ニ報告スベシ

第五條 所長ハ毎年二回以上市町村ニ於ケル縣稅事務ノ監督ヲ爲スベシ

前項ノ監督ヲ爲シタルトキハ別記第四號様式ニ依リ其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第二章 縣稅賦稅

00083

第六條 本規程ニ定ムルモノノ外ハ大正十一年五月廳訓第二號鳥取縣處務細則ヲ準用ス

第七條 所長ハ別記第五號乃至第七號様式ノ縣稅臺帳ヲ設ケ常ニ之ヲ整理スベシ

第八條 所長ハ別記第八號様式ニ依リ地租附加稅、特別地稅、家屋稅及牛馬稅ノ課稅標準集計簿ヲ

設ケ常ニ之ヲ整理スベシ

第九條 課稅スベキモノ他ノ出張所管轄區域内ニ在ルトキハ別記第九號様式ノ引繼書ニ依リ之ヲ當

該出張所ニ引繼グベシ

第十條 所長ニ於テ所轄區域内ノ市町村ニ於ケル家屋評定價格ノ基本調査ヲナシタルトキハ毎年四

月末日迄ニ別記第十號及第十一號様式ニ依リ知事ニ報告スベシ

第十一條 所長ハ市町村長ノ作成セル家屋賃賃價格下調査ヲ精査シ其ノ狀況ヲ別記第十二號乃至第

十四號様式ニ依リ知事ニ報告スベシ

第十二條 所長ハ徵稅令書ヲ發スベキ調定額ヲ別記第十五號様式調定稟議簿ニヨリ決定スベシ

第十三條 所長ニ於テ縣稅賦課條例施行細則第十三條ニ依ル再密査ノ申立ヲ受理シタルトキ若クハ

府縣制百十三條ニ依ル縣稅ノ減免若クハ納稅ノ延期ノ出願ヲ受理シタルトキハ實況ヲ調査シ

其ノ調査書ヲ添付ノ上知事ニ進達スベシ

00082

00084

第十四條 所長ニ於テ縣稅賦課條例第四十九條又ハ縣稅賦設條例施行細則第三十七條ニ依リ過料ヲ科シ若クハ科料ニ處スベキ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ内申スベシ

第三章 縣 稅 徵 收

第十五條 所長ニ於テ市町村長ヨリ縣稅滯納報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ市町村別ニ取纏メ編綴シ別記第十六號様式ノ滯納整理簿ニ記入整理スベシ

他ノ出張所ヨリ引繼ヲ受ケタル滯納額ハ前項ニ準ジ取扱フベシ

第十六條 所長ニ於テ督促狀ヲ發シタルトキハ直ニ別記第十七號様式ニ依リ當該市町村長ニ通知スベシ

第十七條 所長ニ於テ調定ヲナシタルトキ、市町村長ヨリ調定報告、滯納報告ヲ受ケタルトキ及缺損處分ヲナシタルトキ、縣金庫ヨリ領收濟通知書ヲ受ケタルトキハ別記第十八號様式ノ徵收簿ニ依リ整理スベシ

第十八條 所長ハ督促狀ノ指定期限内ニ税金及督促手数料ヲ完納セザルモノアルトキ又ハ遊興稅並觀覽稅徵收義務者之ヲ拂込マザルトキハ別記第十九號様式ノ滯納整理票ヲ調製シ速ニ滯納處分ニ着手スベシ

00085

第十九條 差押フベキ財產他ノ出張所管轄區域内ニ在ルトキハ別記第二十號様式ノ引繼書ニ依リ之ヲ當該出張所長ニ引繼ベン

前項ノ引繼ヲ爲シタルトキハ調定額並ニ滯納額中ヨリ之ヲ控除シ引繼ヲ受ケタル出張所長ハ當該帳簿ニ之ヲ計上スベシ

第二十條 差押フベキ財產縣外ニ在リテ之ガ徵收ノ囑託ヲ爲シタルトキハ別記第二十一號様式ノ囑託簿ヲ設ケ別ニ之ヲ整理スベシ

第二十一條 所員滯納整理ノ爲メ出張ヲ命ゼラレタルトキハ所長ヨリ滯納整理票ノ交付ヲ受ケ出張中ニ於ケル處理ノ顛末ヲ記入シ歸所ノ上滯納報告書ヲ整理シ別記第二十二號様式ノ復命書ニ添付之ヲ返還スベシ

第二十二條 所長所員ニ現金ヲ受領セシメムトスル場合ハ別記第二十三號様式ニ依ル領收證書用紙及徵收現金引繼簿ヲ以テ領收證書用紙ヲ交付スベシ

所員受領證書用紙又ハ督促狀ヲ以テ現金ヲ受領シタルトキハ領收證書用紙及徵收現金引繼簿ヲ以テ現金ハ主任出納吏ニ引繼殘存受領證書用紙ハ所長ニ返付スベシ

主任出納吏前項ノ引繼ヲ受ケタルトキハ別記第二十四號様式ノ現金拂込稟議簿ニヨリ別記第二十五號様式ノ現金拂込書ニ現金ヲ添へ縣金庫ニ拂込ミヲ爲スベシ

第二十三條 所長ニ於テ縣稅過誤納金還付ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ還付ノ手續ヲ爲スベシ

第二十四條 所長ニ於テ一口十圓以上ノ缺損處分ヲ爲サムトスルトキハ其ノ調書ヲ作り知事ノ指揮ヲ受クベシ

第二十五條 所長ハ毎月縣稅徵收簿及縣稅滯納整理簿ニ依リ郡市別ニ別記第二十六號様式ノ計算書ヲ作成シ縣金庫ノ月計對照表ヲ添ヘ翌月十日限リ知事ニ報告スベシ

第二十六條 所長ハ縣稅徵收交付金及事務取扱費ノ請求書ヲ精査シ交付ノ手續ヲナスベシ

第二十七條 所長ハ別記第二十七號様式ニ依リ縣稅徵收狀況報告書ヲ作成シ毎年八月末日迄ニ知事ニ報告スベシ

第四章 縣稅外收入ノ徵收

第二十八條 所長ハ別記第二十八號様式乃至第三十一號様式ノ縣稅外收入臺帳ヲ設ケ常ニ之ヲ整理スベシ

第二十九條 所長ハ第十二條ニ準ジ賦金ノ調定額ヲ決定スベシ

第三十條 所長ニ於テ調定及缺損處分ヲナシタルトキ、市町村長ヨリ調定報告ヲ受ケタルトキ、市

町村長又ハ土木出張所長ヨリ滯納報告ヲ受ケタルトキ、縣金庫ヨリ領收濟通知書ヲ受ケタルトキハ別記第三十二號様式ノ縣稅外收入整理簿ニ記入整理スベシ

第三十一條 督促狀ノ指定期限内ニ其ノ納入スベキ金額ヲ完納セザルモノアルトキハ第十八條ニ準ジ處理シ國稅徵收法ニヨリ滯納處分ヲ成シ難キモノニ在リテハ直ニ知事ニ報告スベシ

第三十二條 所長ハ縣稅外收入整理簿ニ依リ縣會計規則第二百十三條ニヨル收入計算書ヲ作成シ縣金庫ノ月計對照表ヲ添ヘ翌月十日限リ知事ニ提出スベシ

第三十三條 所長ハ縣稅鑑札手数料條例第五條ニ依リ市町村長ヨリ手数料拂込報告ヲ受ケタルトキハ之ニ合計表ヲ附シ四月十日限リ知事ニ報告スベシ

第三十四條 第十六條及第十九條乃至第二十三條ハ縣稅外收入ノ徵收ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

第三十五條 本規程ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

昭和 年 月分事務執行狀況報告 檢稅事務 郡(市)分

市町村
長氏名

收入役
氏名

稅務主
任氏名

昭和 年

度分

一 賦課事務

- 1 縣稅賦課ニ關スル諸帳簿並ニ鑑札受拂ニ關スル諸帳簿ノ整備狀況
- 2 賦課額ノ正否

稅目	課稅標準	課率	賦課額	備考
計				

3 徵收簿、調定支出稟議簿、徵收整理簿ノ賦課額對照

稅目	徵收簿	調定支出		徵收	備考
		稟議簿	整理簿		
計					

4 隨時收入賦課ノ適否

5 徵稅令書又ハ徵稅傳令書發付狀況

二 徵收事務

1 徵收簿、調定支出稟議簿、徵收整理簿ノ收入濟額對照

計			稅目徴收簿	調定支出 京議簿	徴收整理簿	備考
2 滞納報告額ト徴收簿ノ對照						
計			稅目	滞納報告額	徴收簿額	備考

三 拂込事務

- 3 徴稅令書又ハ徴稅傳令書ノ原符整理狀況
- 4 滞納報告後徴收シタルモノノ整理狀況

1 調定支出京議簿ト徴收整理簿拂込額トノ對照

計			稅目	調定支出京議簿	徴收整理簿	備考

2 拂込領收書總額ト徴收整理簿拂込額ノ對照

3 滞納報告後徴收金拂込領收證書ト滞納報告後縣稅其ノ他收入整理簿拂込額トノ對照

00098

四 總括事務

1 調定額、收入額、拂込額等合計額調

種別	調定總額	收入總額	未收入額	拂込總額	現在金	備考
稅收入						
稅外收入						
合計						

2 各種現金簿(之ニ類スルモノヲ含ム)ト現在金ノ對照

- 國稅現金
- 縣稅現金
- 市町村稅現金

00099

其ノ他ノ現金

合計

3 納稅獎勵又ハ督勵ノ施設實狀

4 市町村ノ希望

5 其ノ他參考トナルベキ事項

五 監督ヲナシタル年月日及其職氏名

右 報告 候

年 月 日

出張所長名

知事宛

備考 縣稅外收入ハ一、賦課事務二、徵收事務三、拂込事務ノ各縣稅計ノ次ニ記載スルコト

式樣號五第

同同	同同	同同	同同	同同	年 月 日 消 減	年 月 日 發 生	義 務 發 生	(課 目)
					共 ノ	課 稅 標 準	市 町 村 名	
					他	大 字 名		
						氏		
						名		

備考

一 本樣式ハ左記各稅目ニ使用スルモノトス

雜種稅

自動車、自轉車、荷積車、(各種共)、
水車
犬、狩 獵、旋風器、
遊 漁

同同	同同

式樣號六第

藝 (酌婦)	置 屋 業 妓	置 屋 主
氏住	名所	

備

考

一 本様式ハ左記税目ニ使用スルモノトス

營業稅

置屋稅

雜種稅

藝妓

式樣號七第

(課目)

義務者
住所
氏名

町大字
村

年納稅義務發生月日

課稅標準
品名
目額

稅課

額率

圓

月 年 日 月 年 日

考 備

義務日發生

同上消滅
其ノ他
名藝

本籍地

氏

名

生年月日

第八號樣式

市町村名		税					
額	在	現	減	增	事由	日	月

備考

牛馬税ハ各節毎ニ口座ヲ別トスルコト

備考

考	備	月	年	日	月	年	日

- 一 本樣式ハ第五號樣式及第六號樣式以外ノ各税目ニ使用スルモノトス
- 二 税額欄ハ年税ニアリテハ年税額ヲ月税ニアリテハ月税額ヲ記載スルコト